

新潟県病院局管理規程第16号

新潟県病院局企業職員の特地勤務手当等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年12月25日

新潟県病院事業管理者 金井健一

新潟県病院局企業職員の特地勤務手当等に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の特地勤務手当等に関する規程（昭和46年新潟県病院局管理規程第3号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(特地勤務手当)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、<u>給料及び扶養手当の月額の合計額に、別表の級地区分に応じ、次に定める支給割合を乗じて得た額とする</u></p> <p>5級地 100分の20 4級地 100分の16 3級地 100分の12 2級地 100分の8 1級地 100分の4</p>	<p>(特地勤務手当)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、<u>特地勤務手当基礎額に別表の級地区分に応じ、次に定める支給割合を乗じて得た額とする</u></p> <p>5級地 100分の20 4級地 100分の16 3級地 100分の12 2級地 100分の8 1級地 100分の4</p> <p>3 <u>前項の特地勤務手当基礎額は、職員が特地公署に勤務することとなった日（職員がその日前1年以内に当該公署に勤務していた場合（病院局長が定める場合に限る。）には、その前の病院局長が定める日）に受けている給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と現に受けける給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額を合算した額とする。</u></p> <p>4 <u>次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>前項に定める日が平成14年4月1日から同年12月31日までの間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成14年新潟県条例第68号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）の規定によるものとした場合の」とする。</u></p> <p>(2) <u>前項に定める日が平成15年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年新潟県条例第87号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）の規定によるものとした場合の」とする。</u></p> <p>(3) <u>前項に定める日が平成17年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年新潟県条例第87号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）の規定によるものとした場合の」とする。</u></p>

	<p><u>当について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年新潟県条例第90号）の施行の日における同条例第1条及び第2条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）の規定によるものとした場合の」とする。</u></p> <p>(4) <u>前項に定める日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 同項中「に受けた給料及び」とあるのは、「に係る給料について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年条例第56号。以下「平成21年改正条例」という。）の施行の日における平成21年改正条例第2条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）及び平成21年改正条例第12条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年条例第5号。）の規定によるものとした場合の給料及び前項に定める日に受けた」とする。</u></p> <p>(5) <u>前項に定める日が平成22年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 同項中「に受けた給料及び」とあるのは、「に係る給料について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年新潟県条例第36号。以下「平成22年改正条例」という。）の施行の日における平成22年改正条例第2条の規定による改正後の一般職員給与条例（昭和30年新潟県条例第59号）及び平成22年改正条例第11条の規定による改正後の平成18年改正条例（平成18年新潟県条例第5号）の規定によるものとした場合の給料及び前項に定める日に受けた」とする。</u></p>
<p>第4条 職員に特地勤務手当又は特地勤務手当に準ずる手当を支給するに当たっては、所属長は、職員別に勤務公署名、職名、異動年月日<u>及び</u>住居移転年月日その他必要事項を記載した支給調書を作成し、保管するものとする。</p>	<p>第2条の2 特地公署に勤務する職員には、一般職員給与条例第17条の2の規定による地域手当の額の限度において、特地勤務手当は支給しない。</p> <p>第4条 職員に特地勤務手当又は特地勤務手当に準ずる手当を支給するに当たっては、所属長は、職員別に勤務公署名、職名、異動年月日<u>並びに</u>特地公署に勤務することとなった日における給料及び扶養手当の月額その他必要事項を記載した支給調書を作成し、保管するものとする。</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の新潟県病院局企業職員の特地勤務手当等に関する規程の規定は、令和7年4月1日から適用する。